

## 「檜葉町職員倫理規程」の考え方

## 1. 倫理行動基準について

## 【福島県職員倫理条例】より抜粋

(目的)

第1条 職員が職務を遂行するに当たって、全体の奉仕者として常に自覚しなければならない職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

## 【福島県知事部局職員倫理規則】より抜粋

(倫理行動基準)

第2条 知事部局職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

2 知事部局職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

## 【考え方】

- ・公務員としての倫理行動基準は、国、県、町と立場は違えどほぼ共通している。  
→基本的には福島県の条例及び規則を準用する。

## 2. 利害関係者との間における禁止行為等について

### 【福島県知事部局職員倫理規則】より抜粋

#### (1) 禁止行為等

- 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
  - ・祝儀や香典、広く配布される宣伝用物品や式典等における記念品等は除く
- 利害関係者とともに自己の費用を負担することなく飲食をしてはならない。
  - ・式典や会議における簡素な飲食は除く。
  - ・自己の費用を負担する場合も、事前に倫理監督者に届け出る。
- 利害関係者とともに自己の費用を負担することなくゴルフをしてはならない。
  - ・自己の費用を負担する場合も、事前に倫理監督者に届け出る。
- 利害関係者とともに遊技又は旅行をしてはならない。
  - ・自己の費用を負担する場合も禁止
- 利害関係者から供応接待を受けてはならない。
  - ・式典や会議における簡素な飲食物等の提供は除く
- 利害関係者から金銭の貸付けや無償での物品・不動産の貸付け、無償での役務の提供を受けてはならない。
- 検査等の際において、上記全てを行ってはならない。
  - ・上記までの除外行為も全て禁止

#### (2) 禁止行為等の例外

- 利害関係者が私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）である場合は、以下の判断基準から総合的に判断し、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外として許されることがある。

##### <判断基準>

- ①職員と相手の間における職務上の利害関係の状況（許可の申請中か、許可済か等）
- ②私的な関係の経緯及び現在の状況（利害関係者になる前から親しくしていた等）
- ③職員と相手の間において行われる行為（高価な贈り物か等）

### 【考え方】

- ・ 禁止行為について、公務員としての倫理行動基準に照らした場合、本町においても同様に禁止すべき行為である。

→原則としては福島県の規則を準用する。

- ・ 福島県においても、条件を設定することで例外案件を定めているが、本町の場合、相手方が同級生や親族といった関係性を有することや、地域の住民活動や消防団活動といった機会が多い。
- ・ 倫理規程は作ることが目的ではなく、適切に運用することが重要。
  - 運用の際判断しやすくなるよう、規程内の条文をある程度わかりやすく、具体的に定める。

(例) 次に掲げる者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する町民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第〇条で規定する行為（禁止行為）を行うことができる。

- (1) 当該職員と私的な関係（職員としての身分に関係なく始まった、同級生、親族等）があるもの
- (2) 当該職員が所属する地域の住民を中心として組織される、営利を目的としない団体の構成員

### 3. 倫理規程の運用方法について

- ・ 倫理規定の適切な運用のため、総務課において毎年定期的に該当内容の照会をし、遵守状況の確認を行う。

- ・ 全職員が内容を理解、実践可能とするため、本規程を基にした研修を毎年行う。